

# 新聞共販制の導入と東京地区の新聞販売店

佐藤 純子\*

## Cooperative Selling System of Newspapers and News dealer's shops in Tokyo City

SATOH Junko\*

### Abstract

The purpose of this paper is to consider the cooperative selling system of newspapers in Tokyo City. In December 1941, newspapers started joint sales, joint delivery, and joint collection all over the country. However the newspaper companies in Tokyo City could not start this system. Because some news dealer's shops opposed the new system. This paper considers how newspaper companies and news dealer's shops started the new system under the wartime regulations.

キーワード：戦時統制，新聞社，東京市，新聞共同販売，石井光次郎

Keywords：Wartime regulations, Newspaper company, Tokyo City, Joint sales, Mitsujiro Ishii

### 1. はじめに

1941年12月、戦時新聞統制の一つとして新聞共同販売制度（以下、共販制）が導入された。共販制とは各市町村に販売所を置き、新聞の共同配達・共同輸送・共同集金を実施するものである。これにより各新聞社に専属する縦型販売網は解体し、新聞販売は地域主体の横型販売網へと大転換した。本稿は多数の新聞社と新聞販売店が存在した東京地区<sup>1)</sup>を事例に、共販制導入過程を考察するものである。

1941年7月29日、日本新聞連盟（以下、新聞連盟）理事会において、政府側の参与理事が共販制導入を提議した。新聞連盟は同年5月に発足した新聞社の自主的統制団体である。14社の理事社と政

府の参与理事で構成する理事会の下には、編集委員会（報道・記事部門）と業務委員会（販売部門）があり、2委員会の下に販売部会等の8部会を置いた。新聞連盟の特徴は、各新聞社の経営陣・部長等が委員会や部会の委員を兼任したことにある。例えば、業務委員は各社の販売担当重役、販売部会の委員は各社販売部長が兼任した。共販制は、新聞連盟理事会の命を受けた業務委員会で大枠の組織を検討、その後販売部会が具体案を作成し、9月17日の理事会で制度化が決定した。共販組織は、全国レベルの新聞共同販売組合中央本部を頂点に、地方ブロックレベルの地区新聞共同販売組合連合会、各道府県レベルの府県新聞共同販売組合、市町村レベルの市町村新聞共同販売所で構成した。

初期の共販制は、組合組織であるため命令系統や

\* 情報環境学部情報環境学科非常勤講師 Part-time Lecturer, Department of Information Environment, School of Information Environment

責任の主体が明確ではない、下部組織に重点が置かれる等の問題点が指摘される。<sup>2)</sup> 共販制組織を実際に議論したのは、新聞連盟業務委員会と販売部会であった。そのため新聞社側の意見を汲んだ形式的な統制組織になった。<sup>3)</sup> 共販制の分析では長野県の事例があり、全国紙進出を抑制した成功例の一つと位置づける。<sup>4)</sup> 東京地区に関しては、各新聞社が販売所役員、店舗獲得を意図して随所で小競り合いがあったというが、詳細は明らかになっていない。<sup>5)</sup>

共販制は1941年12月1日、全国一斉に実施した。だが、名古屋・東京等の都市部では導入が遅れた。本稿では、複数区を擁し販売店の統合が困難であった東京地区を事例に、実施遅延に至った理由を含め、初期共販制を検討する。太平洋戦争開戦前後、新聞社と新聞販売店が如何に戦時新聞統制に対応していたのかを明らかにする。

## 2. 新聞社幹部が考える共販制

1941年9月23日、朝日新聞は「全国新聞の販売機構を根本的に改革し、新聞販売の統制を断行する」<sup>6)</sup>と、共販制導入の記事を掲載して、12月1日から全国一斉に実施することを示した。新聞の販売競争は停止し、以後の約2ヶ月間が新聞社と新聞販売店の共販準備期間になった。この時期、東京地区の主要新聞社は、朝日新聞社(朝日)、毎日新聞社系の東京日日新聞社(東日)、読売新聞社(読売)、報知新聞社(報知)、都新聞社、国民新聞社、中外商業新報社(中外商業)の7社であった。なお、1942年の新聞統合で読売と報知は合併して読売報知新聞に、都新聞と国民新聞は東京新聞になる。また、中外商業は業界紙を吸収し日本産業経済新聞(現・日本経済新聞)となる。

共販制の要は新聞の販売部数であった。共同販売は、各新聞販売店が取り扱う部数を持分として換算することで可能になる。基本的には1941年7月から9月の3ヶ月間の平均部数を基準に持分を換算することになっていた。だが、共販制と同時進行していた新聞統合も視野に入れなければならず、新聞社の多い東京地区では、いつの時点の販売部数を基準に持分を決定するかが問題になった。新聞連盟業務委員を兼ねた各新聞社役員と販売部長らは、10

月24日から11月4日まで基準時点を相談した。決定に至る議論で重要な意見を述べたのは、石井光次郎・朝日専務と、務台光雄・報知営業局長であった。務台は前読売営業局次長であったが、1941年8月に古巣の報知に出向していたため、務台の考えは報知の意見であると同時に読売の意見をも反映した。一方、石井は新聞連盟業務委員長を兼務し、各社に根回しを行いながら基準時点を調整した。

10月24日、翌日の新聞連盟業務委員会を前に石井は、務台との意見調整を七海又三郎・東日常務に依頼した。25日の業務委員会では午前中に共販の各規定を討議し、午後は各地区の共販準備委員会が中間報告をした。当日の様子について、「東京ブロックの統合につき、務台よりゴタ／＼陳述ありたる由」<sup>7)</sup>と、石井は日記に記すので、東京地区では務台が意見を述べていたことがわかる。一方、新聞社・通信社等を管轄する情報局も東京地区の共販の進捗を確認していた。10月28日の「石井日記」には、「吉積少将から共販準備進行につき電話で問合はせられる。東京がゴタ／＼してをるやうだから各委員を一人づつよこしてくれぬかといふ話あり。折角相談中だから却って妨害になるをそれあり、お断りする。」<sup>8)</sup>とある。吉積正雄は陸軍出身の情報局第二部長であり、新聞連盟参与理事でもあった。東京地区の準備が進捗していないと考えた吉積は、自ら各社の説得にあたる旨を伝えたが、石井はむしろ妨害されると考えて吉積の提案を断った。

東京地区で持分の基準時点がまとまらなかったのは、新聞統合の進展を考える必要があったためである。石井は、持分の基準時点に関して、「十二月前に新聞統合ありたる場合は七、八、九の平均と十二月の平均、一月の場合、二月の場合、右に準じ三月一日には全部完全統合といふ案である。」<sup>9)</sup>と、東日の七海に対して意見を述べた。石井は、共販実施前に新聞統合があった場合は、7月から9月の3ヶ月間の平均と12月の平均で持分を算出する案や、統合直近の月の平均と合算する案を示した。また、12月1日に全国一斉実施と決定しているにもかかわらず、東京地区では完全統合までに3ヶ月の猶予期間を設けていた。七海は石井案に賛成し、翌29日には高橋三郎・内務省警保局検閲課長、中外商業の櫛原五朗、朝日の販売部長であり新聞連盟販売部

会委員長の田畑忠治も賛成意見を示した。

10月30日、石井は正力松太郎・読売社長を訪ねて持分基準案を提示し、務台とも懇談した。務台は、「十二月一日完全統合とし、十二月の実績によりこれを動かすといふ事には如何」<sup>10)</sup>と、12月の完全統合と、猶予する期間も一月のみとすることにこだわった。務台の意見を踏まえて、中外商業の佐藤新衛営業局長と櫛原、東日の七海、朝日の田畑が再度相談したが、やはり皆が石井案を支持した。

11月4日、東京地区の持分基準決定の打ち合わせ会が開かれた。東日の七海、中外商業の佐藤、報知の務台と小杉正一郎・読売販売部長が出席し、都新聞と国民新聞は代理人が参加した。結局、①7月から9月までの平均数を基準に一応12月1日に統合すること、②12月から翌年8月までの平均部数と①の平均数で最終決定すること、③新聞統合があった場合は、統合月の部数と①の平均で決定することとなった。新聞統合があった場合には石井案を基本にしている。石井は「難関もこれでやうやく突破か」<sup>11)</sup>と、東京地区7社の調整が困難であったことを記す。だが、新聞連盟業務委員を兼ねる各社幹部が新聞統合を視野に入れて決定した持分基準は、数字だけの机上の取り決めであった。12月1日までに統合し共販を実施するとしながら、持分の最終決定には猶予期間を持たせた。つまり、実際に共販制を稼働してみなければ、どのようになるのかは新聞社幹部も見当がつかなかったのである。

### 3. 東京地区の新聞販売店の特徴

1941年8月20日、東京地区の新聞販売店主向けに共販問題販売店座談会が開催された。共販制導入にむけ、東京市35区の販売網は大きく7つに区分けされた。7地区の代表委員になったのは、東京地区7社の系列新聞販売店主達であり、総計49名であった。<sup>12)</sup>代表委員になる販売店主は当然手広く店を構えていた。例えば第1区委員の臼田滋弘は、都新聞専売店で麻布区(現・港区)の育英堂代表であり、後に東京都新聞即売組合理事長になる。第5区委員の青木兼次郎は、小石川区(現・文京区)駒込を中心に田端や団子坂にも支店を構えた朝日専売店・自由堂本店の代表である。なかでも読売の販

売店は有力店主が多かった。品川区を中心とした第2区委員の江崎順之、浅草区(現・台東区)や城東区(現・江東区)など下町を中心にした第6区委員の川村正夫、第7区委員の宮地隆吉である。川村正夫の川村新聞店は、関東大震災以前は報知と二六新報、都新聞を扱っていたが、震災後は被災した報知直営店の後を受けて急成長し、読売専売店になった。川村は浅草区選出の東京市会議員でもあった。宮地隆吉は亀戸や厩橋に専売店を構えた。1939年、読売新聞銀座社屋の完成時、宮地と川村は全国20傑の販売店主として表彰されている。取扱部数では東京市内第1位が宮地の4万4,830部、第2位が川村の2万7,740部であった。<sup>13)</sup>

読売販売店に有力店主が多い理由は、大阪発祥の朝日と成り立ちが異なるからである。大阪では朝日は北尾新聞舗に、ライバルの大阪毎日新聞は岡島新聞舗に販売を任せる大捌き方式であり、両社は協定により共存していた。新聞社間の競争が激しい東京では、朝日は岩月新聞舗、東日は直営店を中心に販売した。両社は関東大震災後、東京における販売攻勢を強め、それまで数社の新聞を取り扱っていた販売店を専売店化した。岩月新聞舗は、本郷・麻布・赤羽・葛飾の一部を除く東京市内全域を管轄区域にした。大捌きの岩月新聞舗は1932年の労働争議をきっかけに、朝日と対等出資の株式会社になった。朝日は岩月新聞舗の役員として自社の販売部員を出向させた。<sup>14)</sup>つまり、共販制議論の約10年前に朝日は東京市内の販売店を整理していたのである。一方、読売の販売組織には、関東大震災以前から読売を専売する出張所と、震災後に没落したやまと新聞、中央新聞、二六新報から読売を専売で扱うように変更した専売店があった。読売販売店は、大捌きや本社直営ではなく個人商店が中心であった。

東京地区の共販反対運動は読売販売店を中心に起きた。共販実施を1週間後に控えた11月24日、石井は、「東京共販、読売ゴタ／＼する。他六社でやって行くところまで追ひつめられてをる」<sup>15)</sup>と記す。共販は共同販売所を作り、各販売店が取り扱い部数に応じて持分を持つため実質的不利益はないのだが、共同販売所長になれる人数が問題であった。報知の務台は、「当時、東京市内には千五十ぐらいの専売店があったが、これを二百五十ぐらい減

らす、したがって四分の三は所長となれるが、残り四分の一は、持ち分は持つが所長にはなれない」<sup>16)</sup>と回想する。東京地区では、約千人余りの専売店主のうち約4分の3しか共同販売所長にはなれない仕組みだったのである。関東大震災後、読売の販売部数伸長に貢献し、個人経営で有力な販売店が多かった読売専売店は、自身が築いた城を明け渡す形になるため共販制度自体に反対したのである。

11月30日、翌日からの全国一斉実施が困難となった東京地区では、東京7社の新聞連盟業務委員会が会合を開いた。「石井日記」には、「明日より四日までの間に完全に準備を完了し五日朝刊より共販を行ふ事」<sup>17)</sup>とあるので、12月5日から共販を実施する予定であったことがわかる。結局、東京地区をはじめ、京都・名古屋も12月1日の共販実施は間に合わず、5日からの実施も不可能であった。12月6日付け朝日東京本社の社告には、「新聞連盟の決定に基き、各新聞の共同販売はすでに実行に入ります。配達機構の大変革を行ふ関係上、不慣れのため一時多少不行届の点があるやも知れませんが、目下急速に整備すべく努力中であります」<sup>18)</sup>とある。配達機構の大変革と不慣れを理由に、共販実施が遅れていること、未だ整備中であることを購読者に知らせている。東京地区の共販が実際には未実施であるにも拘らず、この社告を出したのは関係する役所への説明を意図したものであると考えられる。東京地区の新聞連盟業務委員は、12月7日に販売所数と店主名を発表することを決定した。だが、それも実現しないまま12月8日の太平洋戦争開戦日をむかえたのであった。

#### 4. 読売販売店による共販反対運動

戦時下、東京地区の共販制は実行されず、未だ新聞販売店と揉めていた。12月8日の「石井日記」に、「一、東京、業務委員会合。読売で所長の発表を十一ヶ所まってくれといふ。明朝十時までまつ事とし、副所長、店員の採用方針及地位についても話し合ふ。」<sup>19)</sup>とある。東京地区の新聞連盟業務委員は、読売が販売所長の発表延期を依頼したのに対し、12月9日10時まで発表を待つ事を決定した。販売所副所長や店員の採用方針を相談していることか

らも具体的内容を詰めていないことがわかる。石井は、「小杉君から昨夜も今朝も所長問題でいる／＼いってくる。田畑と懇談して駄目ならもう委員長の統裁力を発動せよと話す。」<sup>20)</sup>と記す。販売所長を発表する12月9日当日、読売販売部長の小杉正一郎が石井に販売所長問題を相談しているのだが、石井は新聞連盟販売部会委員長である田畑忠治に対し、委員長統裁力で解決することを促した。

田畑忠治は神戸高等商業学校出身であり、石井の同窓にあたる。久原商事の支店長だった田畑を、朝日に入社させたのは石井であった。田畑は、東京市内の朝日の販売を管轄する大捌店、岩月新聞舗にも取締役支配人として出向した経験を持つ。当時は東京本社業務局次長兼販売部長であり、新聞連盟業務委員会の販売部会委員長であった。読売の小杉正一郎は、1933年千葉県でおきた読売非買運動時の本社地方課長であり、千葉県担当員を兼務していた。元々、小杉は報知を扱う新聞販売店主であった。関東大震災時には五反田で販売していたが、洗足・大岡山・小山等の近隣に販売店を拡大し、その後は報知の静岡支局をまかされるまでになっていた。報知から読売へ移籍した務光光雄が、販売強化のために小杉を引き抜いたのであった。販売店主側の意見をよく理解する小杉をしても、読売の販売店主たちを説得することはできなかったのである。

12月12日の「石井日記」には、「田畑から電話。読売参加問題で早く帰京してほしいといふ。各社内部が未だ話つかぬといふ、先づそれに努力せよと激励する。」<sup>21)</sup>とある。販売部会委員長の田畑は、読売の共販参加問題が未解決であり、話し合いも円滑に進んでいないため、新聞連盟業務委員長である石井に関西からの帰京を促した。だが、石井は各社の販売店係と話し合うことを勧めた。結局、12月17日に読売の小杉が石井を訪ね、「六社だけ東京の共販をやり、読売を除外した事につき釈明」<sup>22)</sup>した。読売を除く東京各新聞社の販売店主が共同販売所長となり、東京地区で最も販売店が多い読売販売店は持分のみを保有する形になった。各社の敏腕販売部長で構成した新聞連盟販売部会でも、読売販売店を抑えることができず、東京地区共販問題の解決は、販売部長等から各社経営陣に委ねられたのである。

12月18日、東日常務の山田潤二は石井に「東京



共販のゴタ／＼を何とか円満に治めたい、【中略】のち正力と話したりとて、無条件で参加したい」<sup>23)</sup>と考えを伝えた。山田は東日・朝日・読売の3社で東京地区の共販問題を円満に解決することを提案し、正力読売社長が無条件で共販に参加する意思があることを示した。以下は同日の石井の日記である。

小杉、正力の意を受けてやって来たが（田畑と一しょに会見）、未だ読売売捌の要求書を出して逐条的にゴタ／＼いってをる。そんな条項の解答問題ではない。精神的の問題だどつっぱねる。何とか話をつけてくれといふやうな事去る。田中理事長と電話で話し合ひ、明日の理事会の問題にする事ときめる。<sup>24)</sup>

正力読売社長の考えにより小杉が朝日を訪ね、石井と田畑と話合うのだが、読売は未だに販売店側の要求を元に交渉を行おうとしていた。それに対し石井は、細かな条項を掲げた要望書を却下した。小杉が何とか話をつけてほしいと石井に依頼していることから、読売販売店との交渉が新聞社経営陣に移っていることがわかる。新聞連盟業務委員長であった石井は田中都吉理事長と相談、読売販売店問題を新聞連盟理事会の議題として取上げることにした。

19日の新聞連盟理事会に田畑らが出席し、東京地区では読売販売店が共販に不参加の状態であることを報告した。石井は新聞連盟理事会の様子を、「正力参加を表明する。無条件にて、売捌の提出せるものは黙殺する事、もし売捌がぐづ／＼いふならやめさせるといふ。それで六社別に話をする事を引受けて引退く。」<sup>25)</sup>と示す。正力は読売販売店が提出した要望を黙殺し、共販に無条件で参加すること、従わない場合は廃業させることを示した。読売以外の東京地区の6社が話し合いで解決することにもなった。石井は、「販売部長連なか／＼治まらず、明日まで考慮して会合する事になる。」<sup>26)</sup>と記す。結局、正力読売社長の独断で読売販売店の共販参加が決定した。だが、読売を除外し決定した販売所長の割り振りは、読売を入れて再度行うことになった。それゆえ、各社販売部長が反発をしたのである。

この間の苦しい事情を、朝日は社告で以下のように説明している。

各新聞の共販制実施による共同配達は漸次全市区に拡大実行されつゝありますが、その頭初に際し戦時下の灯管中、配達困難を加へをる実状にてまことに不本意ながら茲当分は多少の不行届があるやも知れません。<sup>27)</sup>

共販制は東京市内に拡大実行されつつあると表現し、読売が除外されていることを戦時下の灯火管制により配達が困難であると理由付けている。これは購読者のみならず、読売販売店の共販不参加を政府及び軍部に説明したものであったと考えられる。

翌20日、新聞連盟業務委員と各社販売部長が読売販売店の参加問題を話し合った。石井の日記には、「読売をして、一、販売所長及副所長の給料を改正したる上参加せしめる事、二、配達の採用を公示にする事を実行せしめれば良からうといふところまで来たが、部長連自信なしといふ。」<sup>28)</sup>とある。正力読売社長が共販への無条件参加を表明したのに対して、読売販売店に給与や配達の採用などで条件を付けた。販売店の説得は各社販売部長に任されたが、販売部長らは既に自信を失っていた。12月25日に再び新聞連盟業務委員と販売部長が朝日本社で話し合い、「1、所長、副所長の給料は十二月より決定支給、2、公平なる所員の取扱方、3、十二月は二銭二厘の実収原価、4、読売共販の会は解散せしむ」<sup>29)</sup>ことを6社の販売部長が希望して、読売販売店の参加を認めることになった。読売を入れた共販の実施予定日は、1942年1月5日夕刊からであった。新聞社幹部は、読売販売店側へ詳細な条件を提示し、それに従わなければ7社合同の共販実施は困難であると考えていたのである。

12月26日の「石井日記」には、販売部会委員長の田畑、正力読売社長の考えが示されている。

共販、読売問題、田畑が未ださっぱりせぬらしいので会って話す。各社がやるといふ以上致方ないといふ。しっかりやってくれと言ひ残して正力と逢ふ。当方の希望全部承認する、全面的に協力するといふ。<sup>30)</sup>

読売販売店の共販参加に対し、販売部会委員長を務

めた田畑が消極的な姿勢を示していた。一方、石井は前日に話し合った読売以外の6社の希望に対し、正力読売社長から全面的な協力を取り付けた。

正力が、東京地区の読売販売店の説得役に選んだのは務台光雄であった。当時、務台は報知営業局長であったが、読売の急成長時に販売網拡充を行った立役者でもあった。務台は以下のように回想する。

正力さんの所へ行ったら、市内の販売店が三日前から全員が講堂に集まって共販に反対しているが、君、口説いてくれと言うので、主な者数人を呼び出して話をしたが、全然受けつけない。そこで反対の急先鋒である川村正夫君を目黒の自宅に連れて行って「君のいう趣旨はわかる。しかし、君のやり方は華嚴の滝を下から上がろうとするようなもので、時勢に逆行している。これをこのまま続けていくと『読売』の市内の店は全滅する」といって夜中の二時ごろまでかかって説得したんです。<sup>31)</sup>

務台は、浅草の有力販売店主である川村正夫に対して戦時下の時勢に逆行していること、東京市内の読売販売店の全滅、つまり共販制のもとで読売販売店主が誰も共同販売所長になれないことを説いた。川村との親しさを見込んで、正力は読売販売部長経験者の務台に説得を依頼したのであろう。その後、務台は有力販売店主を説得しながらも、朝日の田畑、石井、東日の七海に対しては既に決定済みの販売所長に読売を入れる事を依頼した。務台は、朝日・東日を説得する際に、『読売』を除外してできるなら、やってみなさい。【中略】除外したら理屈はともかく、實際上できませんよ<sup>32)</sup>と話した。務台が示した数の論理こそ、読売販売店が共販制度に強硬に反対できた理由だったのである。

## 5. 共販制実施と東京地区問題

東京地区の共販は全国一斉実施から1ヶ月遅れて、1942年1月7日から実施することになり、読売販売店問題は落ち着いたかに見えた。だが、今度は読売以外の6社が騒動を起こした。1月17日付け、吉積正雄・情報局第二部長宛、忠田兵造・新聞共同

販売組合中央本部専務理事<sup>33)</sup>の書簡を示そう。

読売新聞社が川村氏の頒布したる書面を自発的に撤回せしめ、六社側の定めたる販売所長給料其他の申合せに従ふ事となり、当日の業務委員会も十六日朝刊より読売販売店側を含めたる七社共同輸送を開始する事に話が纏まりました。<sup>34)</sup>

1月15日、忠田は東京地区の共販進行状況を吉積に報告した。15日時点では、読売販売店の急先鋒であった川村正夫が出した意見書は読売の斡旋で撤回し、前年12月25日に申し合わせた所長・副所長の給料等の了解もできていた。そのため、新聞連盟業務委員会は、1月16日朝刊分から読売販売店を含めた7社の共同輸送開始を決定した。

しかし、この決定に1月7日以来、読売販売店を入れた7社共同輸送に向け引き継ぎを行っていた読売以外の6社側は、「現地の諒解もなく早急に十六日、又は十七日より強引的に読売側に新聞を渡す事は現地を無視するもの<sup>35)</sup>と、強く反発した。吉積宛、忠田の書簡を続けよう。

向島方面、大森方面、淀橋方面等の現地代表者等は、続々朝日新聞社に詰めかけ若し此のまゝにして業務委員会の決定通り、十五日夜より自動車輸送のコースを変更する時は現地における紛擾は益々甚だしかるべきを予想し、遂に当夜は電車送りの分丈は完全に読売店側を含めたる七社共同輸送を実現せしめたるも、自動車輸送は前日のまゝ六社コースを踏襲することになったのでした。<sup>36)</sup>

1月15日夜、向島、大森、新宿近辺にある販売所の6社側代表等が朝日本社に押しかける事態になっていた。向島は浅草に本拠を構えた川村正夫の膝元でもある。結局、読売を入れた自動車輸送コースの変更は無理であると判断し、電車輸送分のみを7社共同輸送にした。

この騒動をうけて1月16日、東京各社の販売部長と新聞連盟業務委員は朝日本社で善後策を練り、17日朝刊分から7社共同の自動車輸送を行うことを申し合わせた。だが、販売所の6社側代表は更に

増員して朝日本社に押しかけ、販売部長等に詰め寄った。1月17日朝、販売部長等は再度会合し事態の收拾策を講じた。忠田は吉積に、「結局、現地の昂奮の稍平静になる迄は読売店側への配給は実現困難と見られて居ります。」<sup>37)</sup>と書簡で説明した。読売販売店主が共同販売所長となった販売所に、6社の新聞を渡して共同配送することは、1月17日朝刊分も不可能であった。7社による共販実施は緊迫した状態になっていた。

大阪に出張していた石井も日記に騒動を記す。

田畑と忠田から、東京共販、又、川村の怪文書でござ／＼してをる、早く帰京してくれといふてくる。一々業務委員に頼らず君の責任で解散しろと返電したところ、夕刻、緒方君から電話で、どうにも販売部長連では治まらぬらしい、社に沢山の売捌がをしかけ販売部長連は缶づめになり、私服が来てをるといふ。<sup>38)</sup>

共販中央本部の忠田と販売部会委員長の田畑は、新聞連盟業務委員長の石井に騒動を報告し帰京を懇願するが、石井は田畑の責任で騒動を治めるように指示した。しかし、緒方竹虎・朝日副社長は、販売部長では收拾がつかないこと、朝日に販売所の代表らが押しかけて警察が来ていることを伝え、石井の早期帰京を促した。一方、務台光雄はこの騒動を、「「読売」が入ると百数十名の所長がはみ出しちゃうんです。そこで、販売部長がけしからんと、各社の部長が集まっていた「朝日新聞社」を包囲した」<sup>39)</sup>と回想する。後から参加を表明した読売販売店の態度に販売所の6社側代表が怒ったのである。

最終的に読売を含む販売所への各新聞の自動車輸送は18日朝刊分から可能となった。東京地区7社の共同輸送と共同販売はようやく実現できたのである。自動車輸送が問題化したのは、ガソリン配給量が関連していたのであろう。販売所長の会合が予定されていた1月23日、社団法人新聞連盟は次の告知を出した。

新聞共同販売は実施忽々の事とて不慮の手違を生じ読者に迷惑をかけた向もあるやうですが、極力制度の完備を急いでをります。配達其他に付不

都合の廉がありましたら当連盟又は各府県新聞共同販売組合宛書面を以て御申出を願ひます。<sup>40)</sup>

新聞連盟は新聞配達に誤配が多いこと、制度が未完成であることを示した。東京地区の共販は紆余曲折を経て、全国より遅れて実施されたのである。

## 6. おわりに

以上、東京地区への共販制導入過程を考察した。1941年10月、新聞連盟業務委員を兼ねた各新聞社役員と販売部長を中心に販売店の持分基準が話し合わせ、11月初めには基準が決定した。だが、それは新聞社幹部が机上で数字を割り振っただけのものであった。新聞社幹部は当初から共販制稼働後の修正を考え、進行中の新聞統合をも視野に入れながら猶予期間を設けた。一方、読売販売店主らは12月1日の全国一斉実施を前に共販反対運動を起こした。個人経営の店主が多い読売販売店は、簡単に自らが築いた城を明け渡さなかった。東京地区の新聞社は共販制実施を試みるが実現には至らず、12月8日に太平洋戦争開戦をむかえたのである。

開戦後、東京地区の新聞社幹部は、一日も早い共販制の実施を迫られた。戦時体制への即応という圧力の中、度重なる会合でも妥協点は見出せず、12月17日に読売を除外した6社だけで共販制を開始した。読売を入れた共販制実施の解決策は各社販売部長では埒が開かず、新聞経営陣に委ねられた。12月19日、新聞連盟理事会で正力読売社長が無条件の共販参加を表明したことで、読売を入れた形で共販制を再考することになり、年末にはその目途も立った。ところが、1942年1月、今度は読売以外の6社の新聞販売店が反対論を唱えた。それは数の上で読売販売店主の勢力が強く、6社の販売店主達は共同販売所長を読売販売店主に譲る形になるからでもあった。最終的には共販中央組合専務理事の忠田兵造や軍部出身の吉積正雄の仲裁もあり、1月17日に騒動は解決した。この間、新聞社は読者に向けて共販実施状況を社告で示したが、これは東京地区の共販実施の遅延と戦時体制に即応できていないことを、政府や軍部に釈明したのもでもあったと考えられる。

その後、1942年2月に共販制の定款や細則を改正した。新たに発足した社団法人日本新聞会に対応するためではあったが、共販制稼働後の修正や猶予期間は、当初から東京地区の新聞社幹部が考えていたものであり、予想通りであったともいえる。戦時下に導入した共販制は、日本新聞配給会、日本新聞公社、日本新聞連盟、新聞共販連盟と組織替えを繰り返しながら戦後まで続いた。

物資統制が解除され、1952年に新聞社が販売店の専売制度を復活させると、戦前の新聞販売店主の多くは専売店を再興した。一方、共販制を経て新聞を合売する組合組織も誕生した。例えば、丸の内新聞事業協同組合は東京都内の専売店主等が設立し、千代田区（永田町・霞ヶ関・内幸町・丸の内・大手町・一ツ橋）の官公庁・企業向けに新聞を販売した。共販制反対運動の急先鋒だった読売販売店主の川村正夫は、丸の内新聞事業協同組合理事長になった。新聞販売店主らは、戦前・戦後の物資統制を経て、熾烈な販売競争がない共販制にも利点を見出していたと考えられるのである。

## 注

- 1) 本稿で扱う東京地区とは東京市35区を指す。共販制では、東京市内を東京市区、東京府郡部を関東地区に区分した。なお、1943年7月1日、東京府・東京市は東京都になる。
- 2) 宮居康太郎『日本新聞会の解説：新聞新体制の最高機関』（情報新聞社、1942年）34頁・35頁。
- 3) 拙稿「石井光次郎日記」にみる新聞共同販売と戦時統制（『東京電機大学総合文化研究』第15号、2017年）。
- 4) 西澤梨花「総力戦体制下における新聞共販制度—日本新聞聯盟業務委員会の役割を中心に—」（『昭和のくらし研究』No.15、2017年）。
- 5) 里見脩『新聞統一戦時期におけるメディアと国家—』（勁草書房、2011年）、142頁。
- 6) 『朝日新聞』1941年9月23日付朝刊5面6段、「新聞、全国に共販制 十二月一日から一斉に」。
- 7) 「昭和十六年新日記」1941年10月25日条（国立国会図書館憲政資料室所蔵『石井光次郎関係文書』26）。以下、「石井日記」とする。なお、引用史料の句読点は適宜付した。
- 8) 「石井日記」1941年10月28日条。
- 9) 同上。
- 10) 「石井日記」1941年10月30日条。
- 11) 「石井日記」1941年11月4日条。
- 12) 新聞販売百年史刊行委員会編『新聞販売百年史』（社団法人日本新聞販売協会、1969年）、832頁。
- 13) 読売新聞百年史編集委員会編『読売新聞百年史』（読売新聞社、1976年）、404頁。
- 14) 朝日新聞百年史編修委員会編『朝日新聞社史 大正・昭和戦前編』（朝日新聞社、1991年）、408頁。
- 15) 「石井日記」1941年11月24日条。
- 16) 『別冊新聞研究 聴きとりでつづる新聞史』13号（日本新聞協会、1981年）、64頁。
- 17) 「石井日記」1941年11月30日条。
- 18) 『朝日新聞』1941年12月6日朝刊1面12段「社告」。
- 19) 「石井日記」1941年12月8日条。
- 20) 「石井日記」1941年12月9日条。
- 21) 「石井日記」1941年12月12日条。
- 22) 「石井日記」1941年12月17日条。
- 23) 「石井日記」1941年12月18日条。
- 24) 同上。
- 25) 「石井日記」1941年12月19日条。
- 26) 同上。
- 27) 『朝日新聞』1941年12月19日付夕刊1面12段「社告」。
- 28) 「石井日記」1941年12月20日条。
- 29) 「石井日記」1941年12月25日条。
- 30) 「石井日記」1941年12月26日条。
- 31) 前掲『別冊新聞研究 聴きとりでつづる新聞史』13号、64頁。
- 32) 同上。
- 33) 朝日出身の忠田が全国レベルの新聞共同販売組合専務理事になる経緯は、前掲「石井光次郎日記」にみる新聞共同販売と戦時統制が詳細である。
- 34) 有山輝雄・西山武典編『情報局関係史料』第3巻（柏書房、2000年）、135頁・136頁。
- 35) 前掲『情報局関係史料』第3巻、138頁。
- 36) 前掲『情報局関係史料』第3巻、136頁。
- 37) 前掲『情報局関係史料』第3巻、138頁。
- 38) 「昭和十七年新日記」1942年1月17日条。（前掲、『石井光次郎関係文書』27）。
- 39) 前掲『別冊新聞研究 聴きとりでつづる新聞史』13号、64頁・65頁。
- 40) 『朝日新聞』1942年1月23日付朝刊2面10段「新聞共販につき読者へ」。